

平成27年2月27日  
日本商工会議所  
東京商工会議所

## 知的財産政策に関する意見

わが国経済が約20年続いたデフレから脱却しつつある中、民間企業には、デフレマインドから脱却し、これまでの貯蓄主体から本来の投資主体への転換、成長に向けた積極的な行動が求められている。

地域経済を支える中堅・中小企業においても、競争力強化のためイノベーションに果敢に挑戦し、生産性の向上を図ることが急務となっている。また、中長期的に内需の伸びに限られる中、新興国の需要をとらえるなど外需を取り込んでいく必要が高まっている。

そのためには、知的財産の権利化と秘匿化を戦略的に組み合わせるオープン&クローズ戦略が大きな武器のひとつとなり得る。他方、ヒト・モノ・カネ・情報など様々な面で多くの制約を抱える中小企業においては、知的財産を経営戦略、事業戦略に結び付ける取り組みは不十分なものととどまる。そのため、中小企業の成長を促し、競争力向上を図る観点から、中小企業の知財活用を後押しする支援の充実ならびに普及啓発の強化が有効な方策と考える。

また、クール・ジャパンとして海外から評価が高く、高い潜在力を持つわが国コンテンツ産業については、伸長著しいアジアをはじめとした海外市場の獲得に向け集中的な支援を行うとともに、海賊版等の著作権侵害コンテンツの流通について、早急に対策強化を図るべきである。

さらに、地方創生の観点から、地域中小企業と地方大学の連携による技術力の向上や、地域ブランドの有効活用が極めて重要である。各地域が独自資源を徹底的に活用し、地域の付加価値創造を通じ地方創生を実現するために、強力な支援が求められる。

折しも、2020年には東京オリンピック・パラリンピックの開催を迎える。これをわが国の潜在力と魅力を存分に発揮し、世界にアピールする絶好の機会ととらえ、官民をあげてそのための準備に傾注すべきである。

以上の基本的な考え方のもと、知的財産経営の推進による中小企業の競争力強化、コンテンツ産業の活性化、知的財産と地域ブランドの活用による地方創生の実現に向け、今後の知的財産政策において取り組むべき事項について、下記の通り意見を述べる。

記

## I. 競争力強化戦略に関する要望事項

知的財産の活用推進による中小企業の競争力強化のため、まずは、現在検討されている法改正・制度改正事項の円滑な実施が必要である。特に、営業秘密の保護強化については、中小企業における情報管理水準の向上に資する諸施策を講じるとともに、中小企業に対する普及啓発に強力に取り組むべきである。

また、中小企業の知財活用を後押しするため、権利化に向けた支援の拡充はもとより、知的財産がもつ経済的価値を明確にする知財金融支援の推進、権利化にとどまらない知的財産の戦略的活用を促す支援策の充実が求められている。

以上のことから、次の施策が必要と考える。

### 1. 営業秘密の保護強化に向けた制度対応の実現ならびに中小企業支援

(主な要望先：経済産業省、財務省)

- 今後検討が始まる「営業秘密保護マニュアル（仮称）」については、秘密管理性、有用性、非公知性を備えるために必要な企業の具体的取り組みを示すとともに、中小企業が現実的に対応可能な取り組みを明示すること。また、同マニュアルに沿って管理された情報を営業秘密保護の対象とすること。
- 改訂された営業秘密管理指針や「営業秘密保護マニュアル（仮称）」を活用し、営業秘密はオープン&クローズ戦略の核となる知的財産であることの理解促進や、営業秘密の漏洩の実態、対策の広報など、中小企業の経営者等に対する普及啓発を強力に推進すること。
- 営業秘密の保護強化は喫緊の課題であり、未遂行為への処罰範囲拡大や罰金刑の引き上げは、抑止力向上の観点から極めて重要である。これらの改正内容を含む、通常国会への提出が予定されている不正競争防止法改正法案は、早期に成立・施行すること。
- 不正に取得した営業秘密を利用し、海外で製造した製品の輸入を差し止めるため、関税法を見直すこと。

### 2. 新たな職務発明制度への円滑な移行ならびに中小企業の対応支援

(主な要望先：特許庁)

- 企業の競争力強化につながる職務発明制度の見直しは支持するものの、中小企業においては現制度のもとで大きな困難に直面しているとは認識しておらず、中小企業に過大な負担を強いる見直しは望ましいものとは言えない。そこで、新たな制度では、全ての中小企業に対して一律に職務発明規程等の整備を義務付ける仕組みとしないように、また、職務発明規程等を有しない中小企業に対してまでも一律に特許が法人帰属とならないように配慮すること。

- 今後の特許法改正及び新制度への移行に際しては、新たな制度のもとで企業の競争力強化が実現すると同時に、企業と従業者の双方が新たな制度に円滑に対応できるよう、十分な支援を行うこと。

### 3. 中小企業の知的財産権取得に向けた支援の拡充

(主な要望先：特許庁)

- 国内及び国際出願における特許料等の減免制度について、米国のスモールエンティティ制度を参考に従業員300人以下の中小企業は一律に利用できるように要件の緩和を図ること。また、対象を実用新案、意匠、商標に拡大すること。
- 中小企業の各種申請手続きの簡素化等により、中小企業が利用しやすい支援制度に見直すこと。例えば、出願、審査請求、早期審査、減免制度の申請において、個別の書類を求めるのではなく、一括して申請できるようにすること。
- 費用負担の大きい中小企業の弁理士費用の税額控除や補助制度の創設を図ること。
- 現在、国内の特許出願について、特許庁が特許料金等の減免制度に取り組む一方、一部の地方自治体は独自の出願支援を行っているが、両者を組み合わせ利用できないことが指摘されている。支援の上乗せ利用を可能とすること。
- 意匠及び商標について、早期審査の対象を中小企業に拡大すること。

### 4. 中小企業の知財活用を促す支援策の充実

#### (1) 知財金融支援の更なる推進

(主な要望先：特許庁、金融庁)

中小企業が保有する独自技術の価値や将来性が適切に評価され、その資産価値が明確になれば、中小・ベンチャー企業が取り組む研究開発のインセンティブ向上、高い技術を持つ中小・ベンチャー企業の円滑な資金調達の実現、新製品開発の期間短縮など、多方面のプラス効果ならびに好循環の実現が期待できる。

そのため、以下の施策に取り組まれない。

- 金融機関に対し知的財産の適正な評価をもとにした融資を促すため、現在行われている「知財活用ビジネス評価支援」、「知的資産報告書作成支援」を拡充し、さらに積極的に推進すること。
- 多数の特許が自由に取引される特許流通市場の整備や、知的財産の資産価値を数値化・指標化するなど、知的財産の経済的価値が客観的に評価される仕組みを構築すること。

(2) 特許流通の促進に向けた取り組み (主な要望先：特許庁)

- 開放特許の流通・活用を促進するため、開放特許情報データベースに登録した特許権の権利維持費用を軽減すること。
- 中小企業のニーズに応じた開放特許のマッチング支援など、コンサルティング機能を備えた支援体制を設けること。

(3) 知的財産の戦略的活用を促す支援策の充実

(主な要望先：財務省、特許庁、文化庁)

- パテント・ボックス税制（知的財産権に起因する収益に対する軽減税率の適用）を早急に創設すること。
- 特許のみならず、実用新案、意匠、商標、営業秘密等の知的財産を適切に使い分ける知的財産戦略の策定支援を強化すること。支援に当たっては、単なる権利化ではなくビジネスモデルを構築する観点が重要であり、大手企業のOBなど、知的財産戦略の策定・実践に経験のある人材を活用すること。
- 中小企業が保有する特許の活用促進のため、その戦略的な活用に関する民間企業によるコンサルティングに要する費用について、負担軽減のために必要な支援を講じること。
- 近年中小企業においても急速に利用が進むクラウドサービスについて、著作権法における「私的使用のための複製」の範囲との関係が不明確であり、サービス提供企業における事業活動の障害になっているとの指摘がある。そのため、課題解決に向け必要な措置を講じるとともに、クラウドサービスを提供する中小・ベンチャー企業等に対する著作権に係る情報提供や相談対応を図ること。
- 知的財産の戦略活用に関する中小企業経営者の理解促進を図るため、紛争に勝ち得る質の高い知的財産権の取得を含む、先進事例の紹介などを強化すること。
- 3月よりサービスの提供が始まる特許情報プラットフォーム（J-P I a t P a t）について、中小企業の活用を促すため、中小企業向けの利用講習会を数多く開催すること。
- 弁理士等の外部専門家が、中小企業の知的財産の戦略活用促進に積極的に取り組むよう、インセンティブを創設すること。

5. 模倣品・海賊版等の知的財産侵害に対する支援および対策の強化による中小企業の海外展開支援 (主な要望先：特許庁、経済産業省)

- 模倣品・海賊版等の知的財産侵害に対し、在外公館やジェトロ等による現地サポート、政府による相手国政府への働きかけの強化、民間交渉への同席な

ど、対応を強化すること。

- 模倣品・海賊版による被害の実態を正確に把握し、その取締りを強化するため、「政府模倣品・海賊版対策総合窓口」について、受付件数の増加に向けた施策を講じるほか、関係省庁等が行う相談窓口との連携を強化すること。
- 海外での模倣品・海賊版流通を阻止するため、侵害発生国の税関、警察等の執行機関について、わが国の取締りの実践的なノウハウの提供や定期的な意見交換を継続的に実施すること。さらに、現地における厳格な取締りの実現に向け、侵害発生国の取締り状況を調査し、必要に応じて改善を要求すること。
- 輸入差止申立書に添付する特許庁の判定書の発行期間を短縮すること。
- 海外における知的財産権の取得・活用に関しては、出願時の費用のみならず、出願前の調査・情報収集や、出願後の権利維持に係る負担も大きい。そこで、外国出願支援事業の対象経費を拡大し、出願前後に係る費用についても補助を行うとともに、上限額を引き上げること。また、公募期間を拡大し、利用しやすい制度とすること。
- 現在、都道府県等中小企業支援センター及びジェトロ本部が担っている「中小企業外国出願支援事業」の受付窓口を拡大すること。
- 海外における知的財産の侵害等に関する相談体制を強化し、侵害調査費用等に関する支援制度の周知を図ること。

#### 6. 国際標準・認証の戦略活用による競争力強化ならびに中小企業への啓発

(主な要望先：経済産業省)

- 中小企業が持つ高い技術や品質を海外で最大限に発揮するため、中小企業等が持つ技術の標準化やわが国の認証基盤の強化を図ること。
- 国際標準等に関する活動については、民間企業の負担が大きいため、国際会議参加に係る補助制度の拡充や補助対象範囲を拡大すること。
- 製品等の企画開発段階において適切に対応できるよう、国際標準や海外の規格に関する最新動向等の情報提供を強化すること。
- 海外展開や輸出促進を図るため、各国の標準規格（例えば、EUにおけるCEマークなど）の取得費用や安全規制に係る費用に対する補助制度を創設すること。
- 国際標準や認証等の事例を活用した普及啓発をさらに強化すること。

#### 7. 知的財産システムのグローバル化・競争力強化 (主な要望先：特許庁)

- 出願様式の共通化や特許審査ハイウェイ（PPH）を推進すること。
- 平成27年度に試行が開始される米国との特許審査協力を推進すること。
- 特許の対象や審査基準の共通化など、低コストかつグローバルな権利取得支

援のため、わが国が中心となって国際特許システムを構築すること。

- 新興国での安定した知的財産の保護による競争力の維持・強化のために、知財システム構築を積極的に支援すること。なお、任期を満了し特許庁を退職した任期付審査官の活用や、審査システムをサービスとして新興国に提供することも視野に入れること。
- わが国の知財システムの競争力強化に繋がることから、審査品質を維持しつつ、出願から権利化までの期間の一層の短縮を図り、世界最速かつ最高品質の特許審査を実現すること。
- パテントトロールのような濫用的な権利行使に対し、他国の動向を踏まえつつ、安易な訴訟提起の防止や差止請求の制限などについて検討すること。

#### 8. 研修プログラムの策定等による人材育成の強化 (主な要望先：特許庁)

- 中小企業向けに、権利化にとどまらず、営業秘密の活用やオープン&クローズ戦略を含む知的財産戦略に関する人材育成カリキュラムを開発し、提供すること。
- 知的財産権制度説明会について、開催回数の増加や内容の多様化、地方開催の拡充、講義映像のインターネット配信等により充実を図ること。
- 中小企業診断士、金融機関、大手企業のOB等、中小企業の知的財産の戦略活用促進に携わる人材向けの研修プログラムの体系化を図ること。
- 中小企業における知財人材育成のため、先進的な企業の取り組み事例を提供すること。
- 知的財産管理技能検定は、中小企業における社内の知財人材育成に有効であることから、資格取得に向けた支援を講じること。

## II. コンテンツ戦略に関する要望事項

世界のコンテンツ市場は年平均5%以上の成長率で伸長しているのに対し、わが国コンテンツ市場の規模はここ数年横ばい・縮小傾向にある。こうした状況に対する危機感を関係者が共有するとともに、クール・ジャパンとして海外から評価が高く、高い潜在力を持つコンテンツ産業の競争力を強化し、海外展開を促進するべきである。また、アジア諸国における海賊版等の著作権侵害コンテンツの流通については、早急に対策を講じる必要がある。

以上のことから、次の施策が必要と考える。

### 1. コンテンツの海外発信・放送および中小企業の海外展開支援の強化

(主な要望先：総務省、経済産業省、外務省)

- コンテンツの海外発信について、一過性の流行にとどめず現地への効果的な浸透を図るため、ターゲットとする国において、日本のコンテンツ専門の放送局などの情報発信拠点を国が主導して設けること。
- 日本から海外に向けてコンテンツを発信する番組の創設や海外での日本番組の放送など、わが国のコンテンツの海外展開を強力に支援すること。また、中小コンテンツ制作企業の国内外の展示会への出展補助、販路開拓の支援を拡充すること。
- 特定の国や地域等にターゲットを絞り資源を集中的に投下するなど、効果的なコンテンツの海外展開を全面的に支援すること。
- ジャパン・コンテンツ ローカライズ&プロモーション支援助成（通称：J-LOP）について、申請手続きや精算処理が煩雑であり中小企業にとって利用しづらいものとなっていることから、改善を図ること。
- 国際見本市への共同出展や海外での日本イベントの開催など、官民一体となったコンテンツの海外展開や輸出支援策を拡充すること。
- 魅力あるコンテンツの海外への発信や観光との相乗効果が期待できるフィルムコミッションの推進について、積極的に支援を行うこと。また、札幌コンテンツ特区等で実績のあがった効果的な取り組みについては横展開を図ること。

### 2. 海外における侵害対策ならびに規制対応の強化

(主な要望先：経済産業省、文部科学省、外務省)

- 模倣品・海賊版対策については、拡散防止条約（ACTA）の加盟促進等を進めると同時に、経済連携協定や二国間交渉等により知的財産の保護を強力に働きかけること。
- わが国の劇場内で無断撮影された映像や著作権侵害映像等の違法流通の取

締りのノウハウを海外諸国に提供し、海外での取締り強化につなげること。  
また、海外での関連する法規制や取締り体制の実情について、国内企業に対する情報提供を強化すること。

- 侵害発生国・地域への監視を強化し、明白な権利侵害に対しては警告書を出すなど、政府機関が積極的に関与すること。
- 海外のコンテンツに関する規制情報の提供および規制緩和・撤廃に向けた取り組みを強化すること。
- 海外現地における抜本的な模倣品・海賊版の対策として、政府の支援のもと、コンテンツ制作企業、放送局、通信事業者等の関係者が一丸となって日本の正規優良コンテンツの流通を促進すること。

### 3. コンテンツの活用や制作に関する人材育成の強化

(主な要望先：経済産業省)

- デジタル化の進展により著作権の重要性が増していることから、セミナー等により著作権が理解できる人材育成を強化すること。
- コンテンツのグローバルなビジネスに対応できるプロデューサーの育成を強化すること。
- 若手クリエイターを対象としたコンテストなど、コンテンツ産業を担う人材育成支援策を強化すること。
- 徳島県徳島市で平成 21 年から開催されているアニメを活用したイベント「マチ★アソビ」が毎回数万人の参加者を集めているように、地域活性化に向けた方策のひとつとしてもコンテンツ活用は有効。そこで、コンテンツを有効に活用した地域活性化策を推進できる人材の育成を強化すること。



### Ⅲ. 知的財産・地域ブランドの活用による地方創生の実現に向けた要望事項

地方創生の実現には、各地域の産業特性と、培ってきた企業間連携を活かすと同時に、独自資源を徹底的に活用し、地域の付加価値を創造することが不可欠である。そのためには、平成26年度補正予算に盛り込まれた「地域住民生活等緊急支援のための交付金」の活用を視野に入れつつ、地方大学や公設試験研究機関が保有する技術等の活用による地域中小企業の競争力強化や、地域資源の権利化、地域ブランドの構築に向けた強力な支援に取り組むべきである。

以上のことから、次の施策が必要と考える。

#### 1. 知的財産の活用による地域中小企業の活性化

(主な要望先：内閣府、文部科学省、経済産業省)

- 産学連携推進の起爆剤とするべく、大学や研究機関が保有する特許を中小企業に無償で開放すること。
- 産業界、大学、地方自治体が連携し、基礎研究から出口までを見据えた研究開発等を推進する「SIP（戦略的イノベーション創造プログラム）」について、優れた技術を持つ中堅・中小企業向けの枠を創設すること。
- 地方大学や公設試験研究機関等が保有する特許等の技術を中小企業が有効に活用するため、コーディネーターの育成やネットワークの構築を図り、産学官連携を推進すること。
- 企業と大学の適切な権利配分を実現するため、産学連携における契約締結時のサポート等の支援を行うこと。
- オープンイノベーションに取り組む大企業と独自の技術を持つ中小・ベンチャー企業のマッチングを図り、中小・ベンチャー企業が保有する技術の活用を促進すること。
- わが国のものづくりを支える中小企業の技術開発や研究開発を後押しするため、研究開発税制において、オープンイノベーション（特別試験研究費）の範囲に、中小企業に支払った技術ライセンス料および特許譲受対価を追加すること。また、控除率について、現行の12%から引き上げるとともに、控除上限の別枠化を図ること。
- 地域の中小企業が、自社で開発した技術を活かして自社製品を生み出し、売上及び収益の向上につなげるため、研究開発のみならず製品化や販売促進に関する支援を拡充すること。
- 中小企業の知財活用をさらに促進するため、知財総合支援窓口が、相談対応のみならず、中小企業のネットワーク化を通じ企業間のノウハウの共有や人材育成に取り組むなど、地域における支援機能をいっそう強化すること。
- 中小企業のデザイン活用を促進するために、デザイナーとのマッチングやデ

ザイン芸術系大学との産学連携等の施策を強化すること。

## 2. 地域資源の権利化支援ならびにブランド力の強化

(主な要望先：農林水産省、特許庁)

- わが国の農林水産品の高付加価値化・ブランド力向上や産地の偽装表示等の排除に繋がることから、地理的表示保護制度については、施行にあたり強力なPRを行うなど、活用を促進すること。
- 商工会議所等が登録主体として追加された地域団体商標制度の活用を促進するため、商標を料金減免制度の対象とし、商工会議所等を減免措置の対象団体とすること。
- ブランド強化に係る支援事業自体の、ブランドマネジメントが不可欠である。所管省庁の枠を超えた組織横断的な対応を可能とし、統一ブランド名の採用や長期計画に沿ったものとする。

## 3. 地域ブランドの構築および販路開拓支援 (主な要望先：経済産業省)

- 京都ブランド、浜松地域ブランド「やらまいか」、まちだシルクメロン(町田)をはじめとする、地域における製品やサービスのブランド力向上に係る取り組みを後押しし、情報発信や販路開拓など、強力に支援していくこと。(例：「葛飾ブランド(葛飾町工場物語)」、「すみだブランド(すみだモダン)」、「大田ブランド(ものづくりネットワーク)」、「板橋Fine Works」、「メイド・イン・品川」、等の取り組み支援など)
- 地域資源のブランド化には、素材の発掘・生産、ストーリー性の構築、商品化、最適なチャネルでの販売といったサプライチェーンを、地域の多様な連携により構築することが必要である。こうした取り組みの支援のため、平成26年度補正予算ならびに27年度予算案に盛り込まれた全国展開支援事業(地域力活用新事業∞全国展開プロジェクト)、JAPANブランド育成支援事業、ふるさと名物応援事業について、円滑な実現を図ること。

## 4. 地方創生の実現に向けた人材育成支援

(主な要望先：経済産業省、農林水産省)

- 多くの地域では第一次産業が基幹産業となっており、地域の活性化には農商工連携・6次産業化の推進等が必要であることから、その核となる人材の育成(食の6次産業化プロデューサー等)とネットワーク化への支援を拡充すること。
- 地域の知的財産(育成者権、商標権、意匠権等)を総合的に活用し、地域産品の価値を高めるブランドマネジメントを担う人材の育成を図ること。
- 「くまモン」に代表される地域のPRキャラクターは、多大かつ多方面の経

済波及効果を有し、地域活性化に大きく貢献している。他方、キャラクターの活用に際しての著作権管理やビジネス展開に通じた人材の不足に悩む地域も存在することから、関連情報の提供や成功事例の横展開などの支援を強化すること。

以 上